

医療機関の長 様

京都府健康福祉部健康対策課長

京都府医療施設等施設・設備整備事業（新興感染症対応力強化事業分）の事業計画について（照会）

平素は、京都府の健康福祉行政の推進に格別の御理解御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本府では、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築するため、感染症法に基づき、京都府と医療措置協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所に対して、標記事業を実施しますのでお知らせします。

記

1 補助対象事業者・補助対象経費等

<施設整備事業>

(1) 感染症法に基づく、「病床確保」に係る協定を締結する病院が実施する施設整備事業

ア 対象となる医療機関

京都府内の医療機関を開設する者で、京都府と「病床確保」に係る協定を締結する又は、締結する予定の者（ただし、公立・公的病院に限る。）

イ 補助内容・補助基準額

補助対象経費	補助基準額	補助率
病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1 m <sup>2</sup> 当たり基準単価 239,300 円	10/10

(2) 感染症法に基づく、「病床確保」又は「発熱外来」又は「自宅療養者等への医療の提供」に係る協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所が実施する施設整

## 備事業

### ア 対象となる医療機関

京都府内の医療機関を開設する者で、京都府と「病床確保」又は「発熱外来」又は「自宅療養者等への医療の提供」に係る協定を締結する又は、締結する予定の者

### イ 補助内容・補助基準額

補助対象経費	補助基準額	補助率
病床確保又は発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な个人防护具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	个人防护具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり基準単価 239,300円	10/10

## <設備整備事業>

(1) 感染症法に基づく、「発熱外来」に係る協定を締結する病院が実施する施設整備事業

### ア 対象となる医療機関

京都府内の医療機関を開設する者で、京都府と「発熱外来」に係る協定を締結する又は、締結する予定の者（ただし、令和元年度・令和2年度新型コロナウイルス感染症対策費補助金、令和2年度・令和3年度・令和4年度新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金、令和4年度京都府新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金（外来対応医療機関確保事業分）により同様の設備整備を行っていない医療機関に限る。）

### イ 補助内容・補助基準額

補助対象経費	補助基準額	補助率
検査機器（PCR検査装置）	1台当たり9,350,000円	10/10
簡易ベッド	1台当たり51,400円	
HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1施設当たり905,000円	

※新規購入・増設の場合に補助対象とし、更新は対象外とする。

## 2 申請方法

### (1) 提出期限

令和6年5月20日（月）（必着）

(2) 提出方法

メールと郵送により各1部

〒602-8570 (府庁専用番号のため住所は記載不要)

健康対策課感染症対策係

メール：kansensupport05@pref.kyoto.lg.jp

(3) 提出書類

<施設整備事業>

1. 様式2 施設整備事業費内訳書
2. 様式3-16 施設整備事業計画書
3. 見積書等 (金額がわかるもの)
4. 機器等が必要となることが客観的にわかる資料 (設置予定場所の写真等)

<設備整備事業>

1. 様式1-21 設備整備事業概要
2. 見積書等 (金額がわかるもの)
3. 機器の概要 (カタログ等)

担 当	健康福祉部健康対策課感染症対策係
メール	kansensupport05@pref.kyoto.lg.jp